（一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第十条　一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ～ニ　（略） ホ　構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する使用環境Ａ又はＢの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1)～(3)　（略） 二～四　（略）	第一　壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ～ニ　（略） ホ　構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境Ａ又はＢの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1)～(3)　（略） 二～四　（略）

（木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の一部改正）

第十一条　木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　材料 一　（略） 二　木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であってその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあっては、この限りでない。 イ　土台、柱、結合材（壁パネル（木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。）、胴差、まぐさ及び桁　次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 (1)・(2)　（略） (3)　製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料 (4)～(9)　（略） ロ～ト　（略） 三　（略）	第二　材料 一　（略） 二　木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であってその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあっては、この限りでない。 イ　土台、柱、結合材（壁パネル（木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。）、胴差、まぐさ及び桁　次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 (1)・(2)　（略） (3)　製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料 (4)～(9)　（略） ロ～ト　（略） 三　（略）

附　則

この告示は、令和七年七月三十日から施行する。